

令和 8 年 3 月に公表した不適切な事務処理について

1 事案の概要

担当職員は、豊島区立小・中学校の全児童・生徒に対して配布されている学習タブレット PC について、組織の意思決定を行わずに、本来委託すべき業者とは別の業者に修理を発注したことにより、区に損害を与えた。その他、校務パソコン・校務サーバーの更新遅延や、校務支援システムの更新について必要な手続きを経ずにクラウド化に方針転換する不適切な事務処理を行った。なお、損害については、これまでの判例や今回事案の背景を鑑み、損害額の半額である 5,950,450 円を担当職員に請求し、既に支払われた。

2 再発防止策

- ・速やかに、管理職へ事案の共有を行い、組織課題の把握・進捗管理と職員管理を改めて徹底すること、職員に対し日頃の報告・連絡・相談及び意思決定の重要性を認識させることを指導した。今後も研修等の機会に徹底する。
- ・全職員を対象としたコンプライアンス及び倫理研修を定期的を実施する。また、本件を踏まえ、管理職及び契約事務を主に担う係長に対し、契約手続の基本ルールや組織的意思決定の重要性について改めて徹底する。あわせて、各所属において OJT を通じて全職員への周知徹底を図る。